

意外とかかる!? 廃業・移転時の時間と費用

医業承継を考えるにあたり、最終的に「閉院」という選択を取られたお客様から手続きや費用などのお問い合わせをいただくことがあります。医院が廃業する際にかかる費用には、以下のようなものがあります。医療法人の場合には手続き等に時間もかかりますので、廃業手続きも計画をもって行う必要があります。医院の規模や立地、所有する医療機器や設備の状況、従業員の数などにより、これらの費用は大きく変動します。具体的な費用を把握するためには、専門のコンサルタントや弁護士、会計士などと相談することが重要です。

1. 施設の解体や撤去費用（数百万～数千万円）

- ▶ 建物の取り壊しや内装の撤去費用
- ▶ 医療機器や設備の処分費用
- ▶ 不動産の売却

※都内の解体撤去費用は木造で坪あたり6～8万円RCが8～10万円で道路幅や特殊診察室が多い場合は割増金額、テナントの場合も原状回復費用として取り壊し費用が発生

2. 人件費（数百万円）

- ▶ 従業員への退職金や解雇手当金
- ▶ 未払いの給与や残業代の清算

※最終残務整理日がいつまでになるのか？ 社会保険事務所やハローワークへの速やかな届出が必要

3. 契約の解約費用（未払金の清算）

- ▶ リース契約の解約費用
- ▶ 電話、インターネット、水道、電気などの公共サービスの解約費用

※リースなどは一括返済を求められるので残債額の確認、公共料金等はネットでの解約が主となるが暗証番号がわからない場合には手続きに時間がかかる

4. 在庫処分（廃棄）

- ▶ 医薬品や医療消耗品の処分または売却

※卸業者への返品や産廃業者へ処分等してもらう場合には返品書類やmanifestの控えの保管が必要

5. 法的手続き及び会計処理費用（数百万円～）

- ▶ 弁護士費用や行政手続きに伴う費用
- ▶ 必要な許可を受けていた行政等への手続き
- ▶ 廃業に伴う最終的な会計処理
- ▶ 税務申告や清算手続き
- ▶ 社会保険などの労務手続き

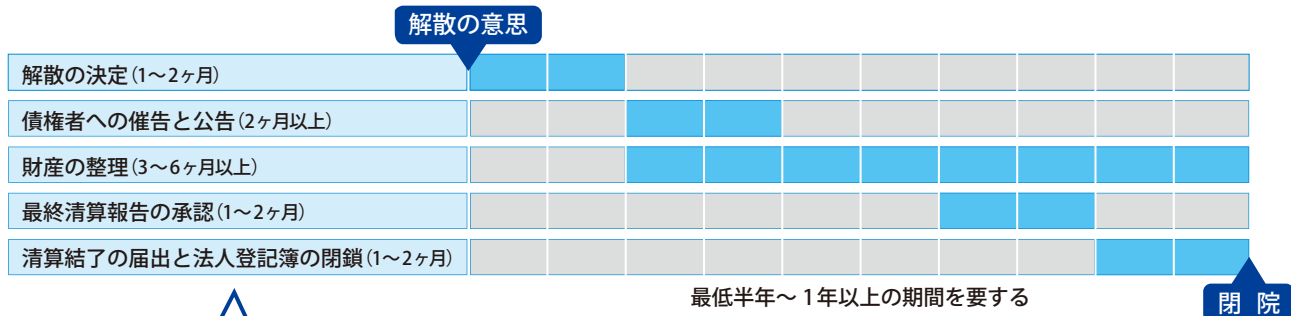
6.患者記録（レセプト）の管理費用（保管場所費用）

▶ 患者の医療記録の保管および移管

※カルテの保存期間は5年間（他にも保管に関して諸説あり）で場所の確保が必要

■ 医療法人の解散にかかる時間

医療法人の解散および清算の手続きは複雑で多岐にわたりますが、一般的な手順は以下の通りです。具体的な手続きは管轄の地方自治体や医療法人の定款によって異なるため、専門家（コンサルタントや弁護士、会計士）に相談することがよいでしょう。



1. 解散の決定（1～2 ヶ月）

理事会および社員総会での決議に数週間から1 ヶ月程度かかることが多いです。解散届の準備と提出にも数週間かかります。

2. 債権者への催告と公告（2 ヶ月以上）

法律に基づき、債権者に対する催告と公告の期間は最低2 ヶ月必要です。この期間は債権者が債権を申し出るのを待つ期間です。

3. 財産の整理（3～6 ヶ月以上）

財産の売却や債務の整理、従業員の処遇などを行います。この段階の所要時間は、法人の財産や負債の状況によって異なります。大規模な医療法人や複雑な財産・負債の整理が必要な場合は、さらに長期間かかることがあります。

4. 最終清算報告の承認（1～2 ヶ月）

清算手続きが完了した後、最終清算報告書を作成し、社員総会で承認を得ます。この段階も数週間から1 ヶ月程度かかります。

5. 清算終了の届出と法人登記簿の閉鎖（1～2 ヶ月）

清算終了届の提出と法務局での法人登記簿の閉鎖手続きを行います。この段階も数週間かかります。

全体として、医療法人の解散および清算手続きは、都道府県の申請時期等にもよりますが通常6 ヶ月から1年程度かかることが一般的です。しかし、個々のケースによってはさらに時間がかかることもあります。各都道府県に事前相談の必要があります。

閉院の際の労務の手続き

閉院の際には労務上でも手続きが必要となります。それぞれの役所にはどのような書類を提出する必要があるのでしょうか。以下で詳しくみていきます。



■ 1 労働保険

①労働保険関係

- ▶ 提出書類 … 「労働保険確定保険料申告書（納付書）」
- ▶ 提出期日 … 閉院日から50日以内
- ▶ 提出先 … クリニックを管轄する労働基準監督署

②雇用保険関係

- ▶ 提出書類 … 「雇用保険適用事業所廃止届」
- ▶ 提出期日 … 閉院日の翌日から10日以内
- ▶ 提出先 … クリニックを管轄するハローワーク
- ▶ 添付書類 … 閉鎖謄本など閉院の事実が確認できる書類

確定保険料の申告は、通常、毎年6月から7月に行いますが、閉院時には閉院後すぐに行うことになりますので注意が必要です。概算保険料が確定保険料よりも多い場合、その差額は還付されます。

また、「雇用保険適用事業所廃止届」の提出にあたり、「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」を同時に作成し、提出してください。雇用保険上、クリニックの被保険者はゼロにする必要があるためです。

■ 2 医師国保（※東京都医師国民健康保険組合で、院長も引退する場合）

- ▶ 提出書類 … 「資格喪失届」（院長・職員）
- ▶ 提出期日 … 閉院日から14日以内
- ▶ 提出先 … 東京都医師国民健康保険組合
- ▶ 添付書類 … 厚生年金保険資格喪失確認通知書の写し（厚生年金保険に加入していない場合は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）の写し）

※第1種組合員（院長）に係る資格喪失届の提出をもって医師国保は廃止

※医師国保ごとに手続きが異なりますのでご注意ください

■ 3 社会保険（健康保険・介護保険・厚生年金保険）

- ▶ 提出書類 …「健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届」
- ▶ 提出期日 … 閉院日の翌日から5日以内
- ▶ 提出先 … クリニックを管轄する年金事務所
- ▶ 添付書類 … 閉鎖謄本又は雇用保険適用事業所廃止届（事業主控）の写し

「健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届」の提出にあたり、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」を同時に作成し、提出してください。社会保険上、クリニックの被保険者はゼロにする必要があるためです。



■ おわりに

閉院時にはやらなければならないことが多く、なかなか労務まで手が回らないかもしれません。しかし、手続きがなされないと職員は失業保険金の申込みができないなど不利益を被ってしまいます。今まで勤務してくれた職員たちに報いるためにも、上記の手続きは迅速に行う必要があります。

